

半田市 蔵出し情報 報道機関提供資料

問い合わせ	企画部市民協働課主幹 (市民交流センター) 藤井 寿芳 0569-32-3430
-------	---

令和2年12月11日提供 (事前情報・事後情報)

名称	令和3年度市民活動助成金説明会 ～課題解決に取り組む市民活動団体の新たなチャレンジをサポート～
日時	令和2年12月12日(土) 14時～16時 12月16日(水) 19時～21時
場所	半田市市民交流センターホール(クラシティ3階)
主催者	半田市企画部市民協働課
参加者/対象者 氏名・年齢など	NPO・ボランティア団体・自治区など
趣旨 (目的)	市民活動助成金は、市内などで活動するNPO・ボランティア団体・自治区などの市民活動団体が行う事業を費用面で支援し、グループの自発的・自立的活動の促進を目指すものです。 本助成金の募集にあたり、説明会を開催し、わかりやすい制度説明を行い、多くの申請につなげたいとするものです。
内容	・市民活動助成金の概要(別紙募集要項参照) ・市民助成助成金実績報告・個別相談 ・クラウドファンディング活用支援(クラウドファンディング手数料軽減など) ※事前申込み不要
担当者 情熱メッセージ	市民活動助成金は対象経費の1/2又は3/4の額を交付する制度で、事業実施には各団体が資金を調達する必要があります。 <u>その資金調達を支援する仕組みとして、「ちたクラウドファンディング」と連携・協力し、クラウドファンディング活用を支援する取り組みを令和3年度助成事業から実施します。資金調達を支援することにより、助成金を申請しやすくし、地域の課題解決に取り組む市民活動団体の新たなチャレンジをサポートします。</u> ※ちたクラウドファンディング クラウドファンディングを通じた地域貢献・活性化を目指し、(株)CAC、半田中央印刷(株)、知多信用金庫の3社が協力して設立された社団。 クラウドファンディングによる資金調達方法をWEB・映像メディアを通じて広く発信するとともに、知多地域の団体・事業者等のクラウドファンディングの支援を行っている。
別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

半田市企画課広報情報担当
0569-84-0603



令和3年度

半田市市民活動助成金 説明会

市内で活動するボランティア・NPO団体や、自治区が行う事業などを資金面で支援し、団体の自発的・自立的活動の促進を目指す助成金について説明会を行います。

開催日時

12/12(土) 14:00~16:00

12/16(水) 19:00~21:00

場所

半田市市民交流センター ホール

市民活動助成金の概要

助成金制度の概要、対象経費、助成金Q&Aについて担当者からお話します。

令和2年度市民活動助成金交付事業報告

事業実施団体の事業も参考にしてください。

個別相談

申請を考えてる事業について個別でお話します。

問合せ

半田市市民協働課 市民交流センター担当
TEL 0569-32-3430
FAX 0569-32-3447
E-mail : s-kyodo@city.handa.lg.jp



半田市 市民活動 助成金

みなさんの

「活動したい」

「新しく始めたい」を応援！



みんなでいっしょに大作戦

「半田市市民活動助成金」は、市内などで活動するNPO・ボランティア団体・自治区などの市民活動団体が行う事業を資金面で支援し、グループの自発的・自立的活動の促進を目指す制度です。

■募集期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月22日(金)

■助成金の種類と内容

種類	助成対象	助成金額等
はじめの一步部門	新たに設立しようとする団体や設立から3年以内の団体が企画実施する事業や運営の経費。	対象経費の1/2以内 上限10万円 ※1団体1回限り
ステップアップ部門	設立後1年以上の市民活動団体が自ら企画実施する、多様化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決に関する、まちづくり事業の経費。	対象経費の1/2以内 上限100万円 ※同一年度につき1回
コラボレーション部門	ステップアップ部門の要件を満たした団体が、市内の学校又は自治区・コミュニティと協働して企画実施する、まちづくり事業の経費。	対象経費の3/4以内 上限100万円 ※同一年度につき1回 ※小学校区単位の自治区が集まり実施する事業については、1年目に限り助成率をアップ

※同一事業に対する助成金は、ステップアップ部門・コラボレーション部門合計3回まで。

■対象となる事業

団体が市内において実施する市民活動で令和3年度内に完了できる事業

対象外の事業

- ・国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業
- ・地域固有の祭りやイベント、レクリエーション活動など現在も行われている事業

半田市企画部市民協働課



■応募方法・締切

事業内容等について、**必ず事前にご相談ください**。指定の申請書類（下記参照）を半田市市民交流センター（クラシティ3階）または市役所市民協働課（3階）へ提出してください。**締切：令和3年1月22日(金)17時 ※期限厳守**

■助成対象となる団体

NPO・ボランティア団体・自治区などの市民活動団体であって、次の条件をすべて満たしていること。

- ・構成員が2人以上であること。
- ・団体の行う活動が非営利・公益的・自発的であること。
- ・規約などがあり継続的な市民活動を行う、またはこれから行う予定があること。
- ・宗教活動または政治活動（選挙活動）を目的としていないこと。

注）「はじめの一步部門」の交付を希望する団体は、上記のほか、設立後3年以内またはこれから設立する予定の団体であること。

「ステップアップ部門」、「コラボレーション部門」の交付を希望する団体は、上記のほか設立後1年以上経過していること。

※設立年数は、事業開始となる令和3年4月1日を基準日とします。

■提出する書類

- ①半田市市民活動助成金提案事業採択申請書（様式第1）
- ②事業計画書（様式第1別紙1） ※部門により様式が異なります。
- ③協働確認書（様式第1別紙1-3） ※コラボレーション部門のみ
- ④収支予算書（様式第1別紙2）
- ⑤団体の規約又はこれに類するもの
- ⑥団体の収支予算書（助成申請の④収支予算書と同一の場合は不要）
- ⑦団体の活動内容等がわかるパンフレット、チラシ等市長が指定するもの

※団体の規約またはこれに類するものがない場合は作成し、添付してください。

※申請書の記入やその他ご不明な点はお気軽にご相談ください。

※申請書は、半田市市民交流センターまたは市役所市民協働課で配布します。また、半田市ホームページからもダウンロードできます。

■対象となる経費

費目	内容・例
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
旅費	交通費、通行料など
需用費	文具費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
委託費	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合など ※要見積書
使用料	会場使用料など
備品費	対象事業に必要不可欠なものに限る ※要見積書
賃貸料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上料については事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

注1) 飲食及び親睦に要する経費は対象外です。

注2) 備品費は、助成額の2分の1が限度です。また、ステップアップ部門及びコラボレーション部門において、パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は対象外です。

注3) 事務所経費のうち、家賃、光熱水費、毎月の電話代、コピー機レンタル料等については、ステップアップ部門及びコラボレーション部門の対象外です。

注4) 対象となる経費については、「半田市市民活動助成金交付対象経費一覧表」をよくお読みください。

■ 審査等スケジュール

審査会において、2回の審査を行い、採択する事業及び団体を決定します。

審査会等のスケジュール	日程（予定）
申請書提出期限	令和3年1月22日（金）
申請書等確認期間（事務局審査） ※書類の差し換えなどをお願いする場合があります	令和3年2月1日（月）まで
第1次審査（書類審査）	令和3年2月12日（金）
第1次審査結果報告（各団体に通知します）	令和3年2月22日（月）
第2次審査（公開プレゼンテーション）	令和3年3月7日（日）
第2次審査結果発表（各団体に通知し、公開します）	令和2年3月下旬

■ 審査基準

審査にあたっては、申請内容を次の項目に基づいて5段階評価を行い、総合的に判断し、選考します。申請書の記入にあたっては、これらの視点を考慮してご記入ください。

なお、審査項目の「**公益性、地域性**」の評価は、他の審査項目の評価点数の2倍です。

【はじめの一步部門】

審査項目	審査基準
課題・問題把握の妥当性	市民のニーズや地域課題を適切に把握しているか。
<u>公益性、地域性</u>	事業目的が、市民の利益又は地域の活性化につながる活動、あるいは既存の公益的サービス（福祉、教育、文化、防災、防犯、環境等）を補うような活動であるか。
投入資源の適切性、実現可能性	実施するための資金や人材などは適切か。事業内容、予算額、実施体制などが妥当で、実現可能なものであるか。
事業効果の具体性、発展性、波及性	事業実施により期待できる効果が具体的に示されているか。活動が市民に支持され、団体運営への巻き込み、又は地域活動への参加促進が期待できるか。他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか。
活動の将来性	来年度以降の市民活動の展望があるか。

【ステップアップ部門】

審査項目	審査基準
課題・問題把握の妥当性	市民のニーズや地域課題を適切に把握しているか。
公益性、地域性	事業目的が、市民の利益又は地域の活性化につながる活動、あるいは既存の公益的サービス（福祉、教育、文化、防災、防犯、環境等）を補うような活動であるか。
計画性、実現可能性	事業内容、実施体制、実施時期などが妥当で、実現可能なものであるか。
予算の妥当性	予算規模、積算根拠、収支見込みは適正か。
独創性、先進性 （市民活動団体）	団体独自の発想やノウハウ、専門性、ネットワークを持っているか、将来を見越した先駆的な取組みか。
活性化 （自治区関連）	地域の活性化や交流促進、連帯感が高まる事業か。
事業成果の具体性	事業実施により期待できる成果が具体的に示されているか。
継続性、発展性、波及性	継続的な事業実施が可能か、その活動が市民に支持され課題解決につながっていく可能性があるか、他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか。
団体の活動目的との整合性、自立性	団体の目的に沿って、事業を展開していくビジョンが描かれているか。助成金に依存し、自主性が損なわれる危険性はないか。

【コラボレーション部門】

ステップアップ部門の審査項目に加え、**協働の効果**（それぞれの団体の特性をいかし、協働することでより良い効果が期待できるか。）を審査します。

■ 注意点について

① 当助成金対象事業である旨の記載について

助成事業で作成するチラシ等の広報物等には、必ず「令和3年度半田市市民活動助成金対象事業」である旨および「みんなでいっしょに大作戦ロゴマーク」を記載してください。

② 当該助成事業の書類等の保管について

対象事業の収支に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、5年間保管してください。

.....お問合わせ.....

■ 半田市市民交流センター（市民協働課）

〒475-0857 半田市広小路町 155 番地の 3（クラシティ半田3階）

電話 0569-32-3430 FAX 0569-32-3447

■ 半田市市民協働課

〒475-8666 半田市東洋町 2 丁目 1 番地（半田市役所内）

電話 0569-84-0609（直通） FAX 0569-84-0672